

2. 初回工場調査書面調査票（様式工5）に記載するためのガイド

この文書は初回工場調査書面調査票（様式工5）をより正確に作成していただくためのガイドです。

様式工5の該当する全ての項目について記入し、初回工場調査が計画される前までに様式工2とともにJET工場調査部宛お送り下さい。

- 1.1 自社検査工場として登録されている製造工場の名称・所在地を正確に記載して下さい。
2. 品質システム
認証製品を製造する工場がISO 9001若しくはJIS Z 9901に基づいて認証されている場合：（1）2.5.2、2.5.3、2.6.1、2.7.2及び2.8についてのみ〈はい〉又は〈いいえ〉のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。
（2）文書名等は2.5.2、2.5.3、2.6.1、2.7.2及び2.8以外の項目についても記載して下さい。
認証製品を製造する工場がISO 9001若しくはJIS Z 9901に基づいて認証されていない場合：
（1）全ての項目に関して、〈はい〉又は〈いいえ〉のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。
（2）該当する全ての項目に〈はい〉とする証拠となる文書名（文書番号がある場合、文書番号）を記載して下さい。
3. その他
 - 3.1 自動検査装置を含め、完成品が該当規格に適合することを確かめるのに必要不可欠な試験装置及び測定装置（ルーチン試験、抜き取り試験に使用する測定器を含む）について、もしもそれらが正常に動作していないことが発見された場合、それまでの生産品を再試験できるような間隔で、機能動作チェックをしているか否か回答して下さい。
 - 3.2 試験装置及び測定装置の動作機能チェックの結果、それらの装置が正常であることを示す適切な記録があるか否か回答して下さい。（定期工場調査で記録の確認をします。）
 - 3.3 日常的に実施する試験の適切な記録があるか否か回答して下さい。（定期工場調査で記録の確認をします。）
 - 3.4 製品確認試験（附属書1参照）の適切な試験記録があるか否か頻度を含めて回答して下さい。（定期工場調査で記録の確認をします。）
試験を外部に委託しているか否か回答して下さい。はいの場合、委託先を記載して下さい。